

## さいたま市告示第606号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定納付受託者

- (1) 名 称 りそな決済サービス株式会社
- (2) 事業所の所在地 東京都江東区木場1-5-25 深川ギャザリア タワーS棟17階

### 2 指定をした日

令和8年3月30日

### 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和8年4月1日から令和8年6月30日まで

### 4 納付事務に係る歳入等

- (1) 学校給食費
- (2) 日本スポーツ振興センター保護者負担金

### 5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所出納室出納課出納係
- (2) 電話 048(829)1599